

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

《福祉用具貸与の例外給付とは》

平成 18 年度介護報酬改定により、介護保険の福祉用具貸与では、要支援 1、要支援 2、要介護 1 の状態像(以下、『軽度者』)では利用が想定しにくい種目(表 1 参照)について、保険給付の対象から外されました。

しかし、軽度者であっても福祉用具が必要な状態である事例が存在するため、次の条件を満たし、例外的に福祉用具貸与が必要であると認められる場合には、保険給付の対象となります。

平成 24 年の制度改正により、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く)が追加されました。この品目については、要介護 3 以下の人は、例外給付の手続きが必要です。

【福祉用具貸与が可能な場合】

1 要介護認定に係る基本調査結果で、福祉用具貸与が必要と認められる場合 ※ 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果に該当する場合(表 1 参照)
2 次の(1)～(3)のいずれに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている場合であって、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると認められ、これらの 2 点を市町村が確認できた場合 (1) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯に よって、頻繁に第 23 号告示第 21 号のイ(※1)に該当する者 例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象 (2) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 23 号 告示第 21 号のイ(※1)に該当するに至ることが確実に見込まれる者 例：がん末期の急速な状態悪化 (3) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から第 23 号告示第 21 号のイ(※1)に該当すると判断できる者 例：ぜんそく発作等による呼吸不全
2 の例外 行政への手続きは不要 ※ 医師の所見とサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネージャーが判断します。 ・車いす及び車いす付属品 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 ・移動用リフト 生活環境において段差の解消が必要と認められる者に該当する場合

※1 具体的には、表 1 の「厚生労働大臣が定める者のイ」を指す。

表 1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイ に該当する基本調査の結果
車いす および 車いす付属 品	次のいずれかに該当する者	
	・ 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3.できない」
	・ 日常生活範囲における移動の支援 が特に必要と認められる者	※2
特殊寝台 および 特殊寝台付 属品	次のいずれかに該当する者	
	・ 日常的に起きあがり困難な者	基本調査 1-4 「3.できない」
	・ 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3.できない」
床ずれ防止 用具及び体 位変換器	・ 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3.できない」
認知症老人 徘徊探知機	次の(1)、(2)いずれにも該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障があ る者	基本調査 3-1 「1.調査対象者の意思を他者に伝達 できる」以外 または 基本調査 3-2～7 のいずれか 「2.できない」 または 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1.ない」以外 (その他、主治医意見書において、認 知症の症状がある旨が記載されてい る場合も含む)
	(2) 移動において全介助を必要とし ない者	基本調査 2-2 「4.全介助」以外
移動用リフ ト(つり具以 外) ※3	次のいずれかに該当する者	
	・ 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3.できない」
	・ 移乗が一部介助または全介 助を必 要とする者	基本調査 2-1 「3.一部介助」または「4.全介助」
	・ 生活環境において段差の解消が必 要と認められる者	※2

自動排泄処理装置	次の(1)、(2)いずれにも該当するもの	
	(1) 排便において全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4.全介助」
	(2) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4.全介助」

※2 該当する基本調査結果がないため、サービス担当者会議等を通じた適正なケアマネジメントにより、ケアマネージャーの判断に基づき貸与可能。

※3 移動用リフトのうち、昇降座椅子の例外給付について

認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します。

【理由】

「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床からいすの高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるため。

(平成 19 年 3 月 30 日付け厚生労働省老健局振興課通知)

《必要な手続きについて》

1：要介護認定に係る基本調査結果で、福祉用具貸与が必要と認められる場合

最新の基本調査結果をケアプランと一緒に保管しておいてください。

(市への確認などは不要です)

2：車いす及び車いす付属品のレンタルにおいて「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、移動用リフトのレンタルにおいて「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する場合

市への届出は、不要ですが次の3と同様の手続きを踏むことは必要です。ケアプランと一緒に、医師の所見が確認できる書類とサービス担当学会議の要点をまとめた書類と一緒に保管しておいてください。

なお、上記手続きは、少なくとも6ヶ月に1回は行うこと。

3：1、2以外で厚生労働大臣が定める者のイに該当すると認められる場合

☆貸与までの流れ☆

①利用者が、福祉用具の貸与を希望し、ケアマネージャーに相談する。

②ケアマネージャーが、相談内容から福祉用具の必要性を判断。

③福祉用具の必要性が高い場合、医師に福祉用具の必要性と2ページの2-(1)~(3)のいずれに該当するかの判断を仰ぐ。

④医師は、利用者の状況を勘案し、書面にて判断の結果を回答する。

(書面での回答が難しい場合には、ケアマネージャーによる聞き取りでも可)

⑤医師が福祉用具の必要性を認めた場合、サービス担当学会議で検討。

(介護予防支援経過記録でも可)

⑥サービス担当学会議でも必要と認められた場合には、ケアマネージャーは、その内容を書面にまとめ、それに基づいたケアプランを作成。

⑦確認申請書(様式1)にその他必要書類を添えて窓口に提出。

⑧窓口にて審査します。書類やその内容に問題がなければ書類を受理し、申請日(事前連絡があった場合には、その日)からの例外給付を認めます。

⑨後日、ケアマネージャーの事業所に通知書(様式2)を発行。

⑩ケアマネージャーは、申請時提出した書類とともに、通知書を保管する。

⑪(確認期間終了後も継続して必要な場合)もう一度、③からの手続きを行う。

※継続の手続きは、現在の確認期間が終了するまでに行ってください。

《窓口での確認方法（必要書類）》

●手続きの流れの確認

福祉用具貸与の必要性あり(被保険者の容態の変化等)

①医学的な所見

<確認書類>

- ・主治医意見書、地域ケア連携報告シート等
- ・サービス担当者(医師)に対する照会(依頼)内容 **第5表**
(主治医等欠席の場合に添付)

②サービス担当者会議

<確認書類>

- 要介護の場合
 - ・サービス担当者会議の要点 **第4表**
- 要支援の場合
 - ・介護予防支援経過記録
(サービス担当者会議の開催内容の記録確認)

③ケアプラン作成

<確認書類>

- 要介護の場合
 - ・居宅サービス計画書(1) **第1表**
 - ・居宅サービス計画書(2) **第2表**

貸与の種別及び貸与開始日を確認

- 要支援の場合
 - ・介護予防サービス・支援計画表

※添付書類

(1) 原則：

①+②+③

(2) サービス担当者会議に医師が出席し、所見内容等が正しく記録されていた場合：

②+③

上記、順番で医師の所見とサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントかどうかを確認。また、例外給付の状態像に合致するかを確認すること。

《確認の有効期間について》

初日：原則は確認申請日

※事前連絡があった場合、その日から。

期間：初日が属する月から起算して6ヶ月間。

参考：福祉用具が必要となる主な事例

事例類型	事例内容（例）
Ⅰ 日内変動	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象(ON・OFF 現象)が頻繁に起き、日によって、全く体を動かせない状態になる。
	重度の関節リウマチで、朝方に関節のこわばりが強くなり、時間帯によって、体を動かすことができなくなる。
Ⅱ 急性増悪	末期がんで、認定調査時何とか自立していても、急激に状態が悪化することが予想される。
	筋萎縮性側索硬化症：ALS が進行し、体が動かせなくなりつつある。
Ⅲ 生命の危険	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。
	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。
	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。 (認知症などにより、クッションなどで対応できない場合に限る。)
	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。

※ 例示されていない疾病であっても、条件を満たしていれば給付の対象となる場合があります。

※ 逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象となるわけではありません。あくまでも、福祉用具が必要な状態像に合致することが条件です。

熊本市 高齢介護福祉課
認定給付班
平成 29 年 7 月